

平成23年度第4回（第22回）磯辺地区学校適正配置地元代表協議会 議事要旨

1 日時 平成24年2月27日（月） 10時～11時30分

2 場所 磯辺地域ルーム（磯辺第一中学校内）

3 出席者

- (1) 委員 20人
欠席：石塚副会長、深田委員、池上委員、滝川委員
- (2) 事務局 白井主幹、池田主幹、加茂主査、山崎主査補、安井主査補
- (3) 傍聴者 4人

4 議題

- (1) 【報告】 前回協議会（平成23年7月25日実施）以降の経過について
- (2) 【議題1】 磯辺地区の小・中学校の統合による跡施設活用の要望について
- (3) 【議題2】 次回開催日時・場所について

5 会議資料

- (1) 資料1 前回協議会（平成23年7月25日実施）以降の経過
- (2) 資料2 統合に関しての要望書
- (3) 資料3 統合準備会だより
- (4) 資料4 真砂地区の跡施設活用の要望書
- (5) 資料5 「跡施設活用の要望」の取りまとめに関する依頼文
- (6) 資料6 「跡施設活用の要望」回答の集計表

6 会議の概要

- (1) 【報告】 前回協議会（平成23年7月25日実施）以降の経過について
事務局から、資料1～3に基づいて前回協議会以降の経過について報告があり、確認した。
- (2) 【議題1】 磯辺地区の小・中学校の統合による跡施設活用の要望について
事務局から、資料4～6に基づいて「先行地区の事例」「跡施設活用の要望の照会」「提出された回答」について説明があり、質疑応答を行った。
その後、会長・副会長が作成した「跡施設活用の要望書」（案）をたたき台として協議し、一部修正したものを次回協議会で提示し、改めて協議することとした。
- (3) 【議題2】 次回開催日時・場所について
次回は、平成24年3月19日（月）午前10時から12時、磯辺地域ルームで開催することとした。

7 発言要旨

(1) 報告

報告 前回協議会（平成23年7月25日実施）以降の経過について

<鳥越議長> 前回協議会について、事務局から報告をお願いする。

<事務局> 資料1に基づいて、「前回協議会以降の経過について」報告する。

- ① 会長・副会長から教育長へ「統合に関する要望書」を提出
- ② ①を受けて、市として決定
- ③ 「跡施設活用に関する要望」の照会と回収
- ④ 統合準備会の設立と準備会だより
- ⑤ 各校の新生説明会における「統合の周知」の実施

<鳥越議長> 今の事務局からの報告に対して、質問があるか。

<一同> なし

<鳥越議長> 次に、各団体から「前回協議会以降の経過について」報告しておくことがあればお願いしたい。

<一同> なし

(2) 議題

議題1 磯辺地区の小・中学校の統合による跡施設活用の要望について

<鳥越議長> 次に、議題(1)「磯辺地区小・中学校の統合による跡施設活用の要望について」に入る。この地元代表協議会は、跡施設活用の要望書を作成し、提出することまでが役割となっているので、協議を行う。事務局より説明をお願いする。

<事務局> 鳥越議長からあったように、この地元代表協議会は「跡施設活用の要望書」を作成・提出することまでが役割となる。学校適正配置実施方針において「統合による跡施設利用の基本的な考え方」として、「地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら別途利用計画案を策定する」としている。

これを受けて、跡施設の活用について地域に照会をかけ、提出された要望を取りまとめ、地元代表協議会として検討協議し、合意した事柄を「跡施設活用の要望書」として記していくことになる。

参考として、統合の先行地区である「真砂地区の跡施設活用の要望書」を資料4に示している。真砂地区では、地元代表協議会から「跡施設活用の要望書」が提出された後、地元住民の要望や周辺地域の施設の状況等を総合的に勘案して、市として跡施設の利用方針案を取りまとめ、住民説明会を行うとともに、意見募集を実施した上で、利用方針を決定している。

磯辺地区でも同様の流れとなる。そこで、詳しくはこのあと説明するが、既に地域の諸団体に照会をかけ、さまざまな「要望」が提出されてきているので、その内容を確認していただく。その後、それをもとに「磯辺地区の跡施設活用の要望書(案)」の作成に向けて協議していきたいと考える。

はじめに、「跡施設活用に関する要望」の照会について、資料5を基に説明する。

①照会方法 ・「跡施設活用の要望」の取りまとめに関する依頼文と、磯辺地区の学校配置図・跡施設となる学校の校舎等の資料を作成。

・11月から順次郵送、12月20日を期限に回答を受けた。

②照会先 ・吉岡会長から →街づくり研究会

・鳥越連協会会長から →第33地区連内の町内会・自治会

・青少年育成会長から →各校保護者会、施設開放委員会、社協、社体、民児協

・事務局から →磯辺地区老人クラブ連合会

→統合小・中学校・磯辺第三小区となる第33地区連以外の町内会・自治会
(高浜5丁目・高浜6丁目・コートピア高洲
コージースクエア稲毛海岸)

③提出された回答について、

資料6に沿って説明する。

右下にあるように、回答数は合計で256にのぼった。内容は多岐にわたっているが、要望の内容によって「防災」「コミュニティ」「子育て」「福祉」「スポーツ」「開発・転用」「校庭活用」の7つに大きく区分し、それぞれを更に具体的な内容に分けている。そして、その内容について、学校ごとにどのくらいの回答数があったのかを示している。

④この地元代表協議会としては、真砂地区のように「跡施設活用の要望書」を提出するところまでを担い、その後の決定や運用については、この協議会の範囲とはしないので、この点は確認しておきたい。

- <鳥越議長> 今、事務局から説明があったが、質問を含めて意見をお願いしたい。
- <松岡委員> スケジュールとして、要望書が出されてからどのくらいかかるのか。
- <事務局> いろいろな要因が絡むので様々である。例えば、真砂地区の例を挙げてみると、旧真砂二小については、教育施設として活用され、25年4月に市立高等特別支援学校が開校する予定である。また、旧真砂一小については、真砂コミュニティセンターの移転先等で活用され、27年度に全面共用となる予定である。
- 磯辺地区でも、地元要望を踏まえながら、跡施設については全庁的に検討していく予定である。
- <松岡委員> 跡施設となり、実際に使われるまでの間の施設管理についてはどうなるのか。
- <事務局> 跡施設活用が決定されるまでは、教育委員会が管理することになる。
- 真砂地区の小学校跡施設は市有地なので、例えば、旧真砂一小では近隣の幼稚園が震災の影響で施設を改修するため、一時的に旧真砂一小の校舎を使用することを市として許可した。また、旧真砂二小も24年度から跡施設となるが、近隣の幼稚園が一時的に使う予定となっている。どちらも教育委員会が管理する中で、暫定的な目的外使用として許可している。
- <山本委員> 例えば住民が草取りをしなくてはならないのは、どのような跡施設となった場合なのか。
- <事務局> 資料6に示したように、提出された256の要望をテーマごとに区分している。提出された要望には、「①こういうものにしてほしい」、「②このように運営してほしい」に大別できる。
- この代表協議会で運営方法まで要望していくのは難しいと考える。
- 今の山本委員の質問も運営方法に係る内容かと思うが、基本的には正式な決定が行われるまでは、教育委員会が管理することになり、校舎警備や除草等を行うが、先ほどの幼稚園の一時的な利用では、その期間は幼稚園側に校舎管理や校庭整備してもらうことになる。
- 跡施設の利用方針が決定して所管が変わった場合には、その所管が行うことになる。
- <盛田委員> 磯辺地区は、校庭を使っている団体が多くあり、全く利用できなくなると困ると思う。例えば、第一小は校庭が広く、公式のサッカー場として認められていると聞いている。土・日は使えないのか。
- <事務局> 校庭や体育館の使用については、各学校の学校体育施設開放運営委員会が管理する中で、各団体に貸している。学校でなくなった時点で、それもなくなってしまふ。一時的な利用については、現在の学校体育施設開放運営委員会を通して、要望していくと良いと考える。
- <盛田委員> 各団体で、その所属する学校体育施設開放運営委員会にお願いすればよいのか。
- <事務局> 学校体育施設開放運営委員会を通して、担当所管に要望があがってくれば、検討していくことになる。ただし、磯辺第一小・第二小は企業庁用地なので、市の判断だけでは動けないだろう。
- <近藤委員> 磯辺地区も真砂地区のような流れで要望を取りまとめていくのか。
- <事務局> その通りである。
- <山崎委員> 真砂地区の学校跡地が売却されるという話を聞いている。また、磯辺地区の学校は企業庁の借用地が多くあり、学校でなくなった場合は返却するという前提があると思うが、いかがか。

- <事務局> 真砂地区の跡施設は3か所ある。1つ目の旧真砂一小は、コミュニティセンターや特別養護老人ホーム等に使われる予定である。2つ目の旧真砂二小については、市立高等特別支援学校や日本語指導通級教室等の教育施設として使用する予定であり、3つ目の旧真砂四小については、これらの施設を整備するための財源を確保するために売却する方針である。これについては、昨年11月に真砂地区で地元説明会を行い、地元の説明し意見聴取を行った上で決定した。
- 磯辺地区は、マリーナストリートを境として、第一小、第二小、第四小、第一中が企業庁の土地であり、第三小、第二中は市の土地である。
- 企業庁の土地については、契約としては学校用地の場合は無償で借用できるが学校用地でなくなった場合は、原状にもどして返却することになっている。
- <山崎委員> 第一小・第二小については企業庁の土地であるが、どうなるのか。
- <事務局> 基本的には、契約上、原状にもどして返すということになる。
- <山崎委員> それについては、企業庁と詰めていないのか。
- <事務局> 現在は、情報交換を行っている段階である。
- <鳥越議長> 契約上は返却するという前提だが、要望が出たら変更が可能なのか。
- <事務局> 企業庁がその土地を取扱うに当たっての付帯条件として、用途を要望することは意味があると考えます。
- <大浦委員> 市でお金を支払うなど、考えられるのではないかと。
- <山本委員> 中学校では、部活動の問題が出ている。レギュラー争いに加えて、統合により部員数も増え、運動する場所も狭くなると大変であると聞いている。保護者の中では「企業庁の土地を借りては」という意見もある。第二グラウンドとして使えると良い。
- <事務局> 資料6に、同様の要望があがっている。校庭活用として、第二小を第二グラウンドにという要望が出ている。要望書に盛り込むことは可能と考える。
- <大浦委員> 前に中学校の統合に向けての話し合いの中で、第一中のグラウンドは、第二中と統合しても大丈夫かと質問したことがある。また、第一中を統合校の校舎として使用した時に、市の土地である第二中の校庭が空くので、第二グラウンドにするということも考えられる。教育的環境の整備に対しての要望はできると思う。
- <別所副会長> この地元協議会としては、アンケートで出された跡施設活用の地元要望を取りまとめ、千葉市および千葉県企業庁の要望書を提出することで任務を終了し、その要望をどう具体化させるかは地区連や地域の団体が取り組んでいくことになるのではないかと。
- <事務局> 要望書の内容の中に、具体的な内容を盛り込むことはできる。
- <松岡委員> 旧真砂一小や真砂二小は暫定的に利用されているが、全く使用されない校舎が身近にあると不安である。
- <事務局> 第二中は26年半ばまで仮校舎として使用されるが、その後は跡施設となる。教育委員会としてもずっと管理するのは難しい。要望書が提出されればできるだけ早めに全庁的に跡施設の活用を検討していくことになる。
- <一戸委員> 松岡委員の質問は、跡施設となった場所が使用されずに空いている期間、防犯上の対策がとられるのかどうかということだと思ふ。
- <事務局> 当然、教育委員会が管理する間は、警備会社と契約をして管理することになる。
- <松岡委員> 最近、第二中にいたずらがあったので不安となり、質問した。
- <大浦委員> 磯辺地区の要望書も、真砂地区の要望書の内容程度でよいのか。
- <事務局> 真砂地区も、磯辺地区と同様に多くの要望が出されたが、協議する中で集約されて、要望書が作成されていった経緯がある。
- <鳥越議長> ここで、吉岡会長から意見をお願いしたい。

- <吉岡会長> 跡施設の要望を出した後、利用団体が決定されていくと思うが、その中で自主性に任せて運営していくことがよいと思う。
- <藤岡委員> 学校体育施設開放運営委員会に、ほとんどの団体が所属していると思う。新しく参入する団体もあってもよいが、そんなに騒ぐ必要はない。
- <高橋委員> まずは、この地元代表協議会で要望を出すことである。その後については、地元が関わって進めていくことかと思う。
- <山本委員> 本日の協議会で、地元の委員の方々にも学校側の意見を聞いていただいて良かったかと思う。
- <大浦委員> 資料6では、7つの分類に分かれているが、もう少し大きく絞ったらどうか。カテゴリーを3つくらいにまとめると、意見しやすいのではないか。
- <事務局> 要望書の案がないと、具体的に見えてこないと考える。そこで、会長・副会長であらかじめ作成した案があるので、提示してよろしいか。
- <一同> 異議なし

※事務局が要望書（案）を各委員に配布後、要望書（案）を読む。

- <山本委員> 企業庁からの年間借用料はどのくらいか。もしわかれば教えていただきたい。
- <事務局> 現在は、学校用地として無償で借用している。
仮に市が土地を買った場合だが、近隣の公示価格からみるとかなりの金額になると考えられる。
- <大浦委員> 要望書（案）の「5. 校庭の活用」の内容が弱いのではないか。
- <吉岡会長> グラウンドでないと、各団体が活用できないということか。
- <別所副会長> スポーツ施設ということだと思う。
- <山崎委員> 細かく入れてしまうと、すべての項目もそうしなくてはならないので、このままで良いと思う。
- <高橋委員> この協議会としては、「6. 子育て」が一番上にくるのではないか。
- <山本委員> 同感である。
- <松岡委員> 保護者の立場からは、「子育て」を強く出してほしい。保育園も不足しているなど、いろいろなことが考えられる。
- <一戸委員> 福祉関係、子育て関係というような分け方もできる。
- <事務局> 要望書（案）については、要望の多かった順に項目を並べており、たたき台である。委員で話し合って作成していただきたい。
- <大浦委員> 細かい項目が入るより、大きくまとめた方がよいと思う。
- <一戸委員> 校舎、校庭というような場所別に要望を区分することもできる。
- <鳥議議長> 真砂地区のように、大きく区分した方がよいかもしれない。もう一度、会長・副会長で話し合って検討したものを次回協議会で提案したいと思うが、いかがか。
- <一同> 異議なし（了承）
- <事務局> 要望書（案）について、もう一度整理する。
「7項目を大きく3項目くらいにしぼる」、「地元代表協議会としては、子どもたちのより良い教育環境という視点から、『子育て』を重視する」の2点に沿って、会長・副会長で検討してもらうことにする。

議題2 次回開催日時・場所について

- <鳥越議長> では、議題2「次回開催日時・場所」に入る。事務局、お願いする。
- <事務局> 次回は、3月19日（月）の午前10時から12時まで、会場は磯辺地域ルームで開催することとしてはいかがか。
- <鳥越議長> 事務局より提案があったが、次回は3月19日（月）の午前10時から12時まで、会場は本日と同様の磯辺地域ルームとしてよろしいか。
- <一同> 異議なし（了承）
- <鳥越議長> この会は傍聴可能なので、各団体のみなさんに開催日時の連絡をお願いしたい。他に、委員からあるか。
- <近藤委員> 磯辺地区の「統合準備会だより」はホームページに出ているか。開校はいつか。
- <事務局> 統合準備会だよりは企画課ホームページに掲載されている。
開校は合意されたとおり、小・中学校ともに25年4月である。
- <高橋委員> 統合校の校名は決まっているのか。
- <事務局> 現在は決まっていない。5月に校名の公募を行う予定である。

(3) 諸連絡

- <事務局> ○議事要旨案を送付するので訂正等あったら期限までに返送をお願いしたい。
回答のない場合は「了承」とさせていただきます。
また、確認終了後に教育委員会ホームページに公開する。
○本日の協議の状況について、各団体に持ち帰り、確実に伝えていただきたい。

(4) 閉会

- <吉岡会長> 教育は、共同で活動する場が大切だと考える。次回もよろしくをお願いしたい。